

4 まちづくりの基本方針

まちづくりの目標に、第10次秋田市総合計画の基本理念である「しあわせ実感 緑の健康文化都市」を掲げ、その目標達成に向け、5つの将来都市像を設定しました。

- 1 環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち
- 2 豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち
- 3 安心して健康にすごす助け合いのまち
- 4 可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち
- 5 自ら考え主体となって参加する開かれたまち

5 まちづくり計画

5つの将来都市像をめざすまちづくり計画として、各施策を体系化し、将来都市像ごとに基本的方向や施策の方針、主要事業で構成しています。プランに掲載された主要事業は全119事業です。

6 プランの実効性と弾力性の確保

プランの推進にあたっては、プランの実効性と弾力性を確保するため、毎年度の予算編成を踏まえて実施計画を策定し、適切な進行管理に努めました。

プラン掲載事業は、合併後のまちづくりに重要な事業であるとの認識のもと、社会経済状況や市民の行政需要、財政状況等の変化や事業の熟度、緊急度等を見極めつつ、条件の整ったものから順次着手してきました。

また、プランに基づいて行う公共施設の整備等には、合併特例債を有効に活用するため、適正な市債残高や財政状況を踏まえながら、計画的な利用に努めました。

【合併特例債】

- ・ 充当率：事業費から国庫補助等を控除した金額の95%
- ・ 国の財政措置：元利償還金の70%を地方交付税で措置
- ・ 活用できる期間：市町村建設計画の期間中（平成27年度まで）

Ⅱ プラン掲載事業の進捗（平成27年度末）

1 事業の着手状況

(1) 計画

	事業数	事業費
・ プラン掲載主要事業 ・ 合併特例債借入可能額	119	950億円(※) 300.35億円

※プラン策定時の財政計画における平成17年度～27年度の事業費の合計金額であり、各年度の事業計画の決定状況によって変動します。

(2) 実績

	事業数	事業費
・ 27年度末事業予算執行額	109	910億 186万円
(うち河辺地域関係事業分)	(33)	(75億9,408万円)
(うち雄和地域関係事業分)	(32)	(93億2,789万円)
・ 27年度末合併特例債借入額		296億9,760万円

※27年度末現在の着手率は、事業数ベースで91.6%（109/119）になります。

※合併特例債の借入可能残額（3億374千円）は、27年度事業の28年度繰越分として全額起債予定です。

2 将来都市像別進捗状況

将来都市像	事業数	進捗状況			
		完了	継続	未着手	中止
1 「環境と調和し快適に暮らす緑豊かなまち」	51	36	9	4	2
2 「豊かで夢と希望を持って生きる活力あるまち」	26	14	9	3	
3 「安心して健康にすごす助け合いのまち」	18	8	10		
4 「可能性を伸ばし生きがいを持てる文化のまち」	12	9	3		
5 「自ら考え主体となって参加する開かれたまち」	12	8	3		1
合計	119	75	34	7	3

※進捗状況の凡例

- ・完了・・・27年度末時点で事業が完了しているもの
- ・継続・・・27年度末時点で事業に着手しており、28年度以降も引き続き実施するもの
- ・未着手・・・着手時期は未定だが、28年度以降に実施する予定のもの
- ・中止・・・実施にあたり、社会情勢の変化や課題等があり、着手しないこととしたもの

3 未着手・中止事業一覧

(1) 未着手（7事業）

章	項	事業名	地域
1	3	幹線道路整備事業（大浜上新城線）	旧市
1	3	幹線道路整備事業（石川和田駅線）	河辺
1	3	道路改良事業（前田1号線）	河辺
1	3	道路改良事業（芝野橋線）	雄和
2	2	秋田臨空地区物流機能拡充事業	雄和
2	7	スーパー農園整備事業（河辺地域）	河辺
2	7	汚泥減量化促進事業	全市

(2) 中止（3事業）

章	項	事業名	地域
1	9	総合環境センター緑地整備事業	河辺
1	10	ケーブルテレビ施設整備事業	全市
5	6	税関係証明書自動交付システム構築事業	全市

※各事業の詳細な状況については、6ページ以降の『『緑あふれる新県都プラン』掲載事業 計画終了時の進捗状況』を参照してください。

Ⅲ プランの総括

- ・プランに掲載した119事業について、計画終了時（27年度末）で、91.6%にあたる109事業に着手し、そのうち、63.0%にあたる75事業を完了していることから、計画期間を通して着実な事業実施が図られたものであり、プラン策定の趣旨に掲げた、「新市全体の発展と速やかな一体性の確保」、そして「住民生活のさらなる向上」に寄与できたものと捉えています。
- ・一方で、事業実施にあたっては、需要見込みや整備の必要性、費用対効果などの面から、事業実施を「中止」とした3事業のほか、諸課題の検討のため「未着手」である7事業があり、引き続き課題の解決を図りながら、事業実施に向けて取り組んでいく必要があります。
- ・プランの趣旨は、合併に至った経緯や合併特例事業として位置付けられた経過等を踏まえ、28年度からスタートした第13次秋田市総合計画「新・県都『あきた』成長プラン」の地域別整備方針にその方向性を引き継いでおり、「未着手」の事業は、新総合計画の施策体系の中で推進することとし、今後、事業実施の是非と財源確保について、毎年度の事業の見直しや予算編成の中で検討していくこととします。

「緑あふれる新県都プラン」掲載事業 計画終了時の進捗状況

別添資料

章	項	プラン掲載事業名	事業名	当初の事業目的・概要	実施期別	実施地域	実施状況	着手年度	完了年度	事業の実施状況、課題、対応方針 等	担当部局 (H27年度末)
1	1	新秋田市都市計画マスタープラン策定事業	第6次秋田市総合都市計画策定事業	市町合併や今後の少子高齢化社会の進行等の社会経済情勢の変化などへ対応する、本市の新たなまちづくりの方針となる第6次秋田市総合都市計画（都市計画マスタープラン）を策定する。	前期	全市	完了	H21	H23	21・22年度の2か年で策定完了。策定にあたっては、市民アンケートや地域別ワークショップ、シンポジウム、パブリックコメントなどを開催し、市民意見を反映させるとともに、都市計画審議会の議決を経て策定した。23年度は印刷製本。	都市整備部
1	1	新秋田市国土利用計画策定事業	第3次秋田市国土利用計画策定事業	市町合併や今後の少子高齢化社会の進行等の社会経済情勢の変化などへ対応する、本市の土地利用の方針となる第3次秋田市国土利用計画を策定する。	前期	全市	完了	H21	H23	21・22年度の2か年で策定完了。策定にあたっては、市民アンケートや地域別ワークショップ、シンポジウム、パブリックコメントなどを開催し、市民意見を反映させるとともに、議会の議決を経て策定した。23年度は印刷製本。	都市整備部
1	1	都市計画指導調査事業(基礎調査)	都市計画指導調査事業(基礎調査)	都市計画の決定、都市計画マスタープランの策定および区域区分の見直し等の基礎資料とするため、県が行う土地利用現況調査などの都市計画指導調査事業結果の土地利用現況について、秋田市版として集計する。また、調査に先立ち、基図となる国土基本図(現況図)のうち更新が必要な河辺・雄和地域について、国土基本図および計画図の作成を行う。	県が事業主体	全市	完了	H19	H20	河辺・雄和地区の国土基本図および計画図の作成は19年度に完了した。また、都市計画指導調査事業(基礎調査)結果の秋田市版集計として、用途地域内土地利用現況調査を20年度に完了した。	都市整備部
1	1	新秋田都市計画区域マスタープラン策定事業	秋田都市計画区域マスタープラン策定事業	「都市計画区域における整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」として県が定めるものであり、都市計画の目標、区域区分の決定の有無とその方針、土地利用、都市施設の整備および市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定める。	県が事業主体	全市	完了	H23	H25	20・21年度の都市計画基礎調査結果を踏まえるとともに、22年度策定の第6次秋田市総合都市計画で定めた目指すべき将来都市像、都市計画制度の異なる2つの都市計画区域の取扱方針などとの整合を図り、23年度から県で策定に着手した。25年度に策定完了し、平成26年7月1日に公示した。	都市整備部
1	2	地方バス路線維持対策事業	地方バス路線維持対策経費	輸送人員の減少により、運行維持が困難となっている赤字路線について、国、県、市の要綱に基づき、バス事業者に対し助成を行い、市民の移動手段の確保を図る。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	これまで郊外部の一部路線で路線廃止があったものの、本事業により、他の赤字路線の運行を維持し、市民の移動手段を確保した。今後も市民の移動手段を確保するため、必要な赤字路線に対し、引き続き補助していく。なお、路線廃止となった郊外部の不採算路線は、バス交通総合改善事業において、秋田市マイタウン・バスの運行により市民の移動手段を確保している。	都市整備部
1	2	バス交通総合改善事業	バス交通総合改善事業	利用者が年々減少し、路線の維持が困難な状況となっている郊外部の不採算路線についてマイタウン・バス運行を実施するとともに、地域特性や利用状況に応じた公共交通形態の再構築を行い、市民の移動手段の確保と充実を図る。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	・秋田市マイタウン・バスの運行 郊外部不採算バス路線の廃止代替交通であるマイタウン・バスの運行を開始した(平成17年10月に西部線、平成20年4月に北部線、平成21年10月に南部線、平成22年4月に東部線、平成23年4月に笹岡線を開始)。運行内容については、各地域の関係者等で構成する研究会等において検討し取りまとめ、運行開始後は、各地域毎に運行協議会を設置し、利便性の向上に取り組んでいる。 ・秋田市バス総合案内システムの整備 公共交通の利便性向上および利用促進を図るため、バス利用者が簡単な操作でバス乗り場や発車時刻を検索する情報端末3基をJR秋田駅周辺に設置するとともに、携帯電話からも情報取得できるよう環境整備し、平成20年4月より供用開始した。また、22年度には、マイタウン・バス全線の案内を追加している。	都市整備部
1	2	ロシア産出エネルギー輸入等受入促進事業	ロシア産出エネルギー輸入等受入促進事業	ロシアにおける東シベリア石油パイプライン計画やサハリンの天然ガス開発の動向を見据え、ロシア産出エネルギーの輸入等に関する研究・検討を行い、市内企業の受入や有効活用を促進する。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	「東シベリア太平洋石油パイプライン」は、平成24年12月に全線で稼働し、輸出ターミナルとなるコジミノ港より原油輸出が行われており、日本へは平成27年に総輸出量の約3割に当たる870万トンの原油が輸出されている。また、サハリンでは、1,850kmの天然ガスパイプライン敷設工事が完了しており、付随するプラント建設計画などが現在進められている状況であることから、引き続き、情報収集に努めていく。	商工部
1	2	総合交通体系調査事業	都市施設計画調査	長期間にわたる権利制限の解除など関係住民の将来にわたる安全安心な生活の確保や既存ストックを有効活用した見直しによる事業費圧縮を図るため、総合的な都市交通の戦略に基づく施策の立案と、長期未着手等の都市計画道路の詳細な路線検討を行い、廃止も含めた効率的な道路網整備を行う。	前期	全市	完了	H17	H22	20年度に総合的な都市交通施策をまとめた秋田市総合交通戦略を策定した。また、県が実施した秋田市圏街路交通調査結果に基づき、20～22年度で、都市計画道路の見直し候補路線についての調査を行った。	都市整備部
1	3	幹線道路整備事業 飯島金足線	幹線道路整備事業 飯島金足線	全線完成により、中心部の交通渋滞緩和と地域間の速達性が図られる。	前期	全市	完了	H17	H18	18年度に整備完了し、平成19年9月に供用開始した(長さ=3,200m、幅=24m)。	建設部
1	3	幹線道路整備事業 南部中央線	幹線道路整備事業 南部中央線	秋田新都市から秋田大橋に至る市南部地区の幹線道路として位置づけられた都市計画道路・南部中央線について、JR羽越本線を横断する唯一の幹線道路である国道13号の慢性的な渋滞解消と、国道の渋滞を避けるために流入する同路線周辺の生活道路への流入減少と危険回避を図る。	前期	旧秋田市	完了	H17	H21	21年度に整備完了し、平成22年7月に供用開始した(長さ=750m、幅=20m)。	建設部
1	3	幹線道路整備事業 大浜上新城線	幹線道路整備事業 大浜上新城線	秋田港と秋田北インターチェンジを結ぶ主要幹線道路である同路線を整備することで、経済の活性化はもとより、広く市民の利便性を高める。	前期後期	旧秋田市	未着手			本路線の整備は、財政面、技術面での課題が多いため、秋田港と秋田自動車道を結ぶアクセス道路としての機能を、当面代替するルートとして、県は下新城東西線を、市は中野空岡線の整備を行った。今後も県市が連携し、事業効果や社会経済状況を見極めながら、さらなるアクセス性の向上に向けて、検討していく。	建設部
1	3	幹線道路整備事業 石川和田駅線	幹線道路整備事業 石川和田駅線	JR和田駅の鉄道交通の利便性の向上をはかるため都市計画道路を整備する。	前期後期	河辺	未着手			現在事業実施している他の都市計画道路の進捗状況や実施の優先度および平準化を勘案しながら、後期間において整備時期を決定することとしていたが、整備の必要性や費用対効果などを考慮すると、計画期間内の事業実施は困難であり、引き続き着手時期について検討していく。	建設部

章	項	プラン掲載事業名	事業名	当初の事業目的・概要	実施期別	実施地域	実施状況	着手年度	完了年度	事業の実施状況、課題、対応方針 等	担当部局 (H27年度末)
1	3	幹線道路整備事業 小高線	道路改良事業 小高線	国道13号から小高地区へ至る重要路線である同路線は、北野田公園へのアクセス道路としても利用される路線であり、安全で快適な道路環境への改善をはかるため、道路の拡幅・線形・隅切等の改良を進める。	前期	河辺	完了	H16以前	H16以前	合併前の16年度に旧河辺町が整備し、事業完了している。	建設部
1	3	街路事業 土崎駅前線	街路事業 土崎駅前線	都市の玄関となるJR土崎駅前広場と駅に接続する道路を整備することで、交通結節点としての機能を十分發揮させ、鉄道利用者の利便性や交通環境の向上を図り、併せて駅周辺地域の活性化を図る。	前期	旧秋田市	完了	H17	H21	土崎駅前広場（面積=4,500㎡）は平成21年12月に完成した。道路（長さ=348m、幅=18m）は平成22年7月に完成した。	建設部
1	3	街路事業 割山南浜線	幹線道路整備事業 割山南浜線	旧国道7号の秋田大橋を起点とし、旧空港跡地付近で国道7号秋田南バイパスと接続の県道寺内新屋雄和線を終点とする1級河川雄物川と並行する延長2.8kmの都市計画道路であり、地区内幹線道路の整備と主要幹線道路・南部中央線との接続により、市民の利便性を図る。	前期	旧秋田市	完了	H19	H24	道路工事に先立ち国土交通省が施行する新屋水門改築工事の着手が2年遅れ、完了は平成23年3月末と見込んでいた。道路工事（長さ=620m、幅=16m）はその後に着手し、24年度末に完成した。	建設部
1	3	道路改良事業 和田松潤線	道路改良事業 和田松潤線	和田駅南口から七曲臨空港工業団地、秋田空港方面への利用者増加に伴い、安全で快適な道路環境への改善をはかるため、道路の拡幅・線形・隅切等の改良を進める。	前期	河辺	完了	H17	H18	平成19年3月に事業完了した。	建設部
1	3	道路改良事業 東萱森線	道路改良事業 東萱森線	河辺岩見字萱森地内の県道河辺阿仁線と河辺岩見字東地内の主要地方道秋田岩見船岡線を結ぶバス路線について、急勾配や急カーブ等の解消を図るため、道路の拡幅・線形・隅切等の改良を進める。	後期	河辺	完了	H21	H24	平成24年12月に事業完了した。	建設部
1	3	道路改良事業 前田1号線	道路改良事業 前田1号線	河辺北野田高屋地内の主要地方道秋田北野田線と国道13号との交差点の渋滞解消のため、道路の拡幅・線形・隅切等の改良を進める。	後期	河辺	未着手			後期期間において、車両の通行状況や交差点の渋滞状況を勘案しながら、道路の改良箇所や時期を決定することとしていたが、整備には新たな事業用地や多額の経費が必要であり、県道も整備され所期の目的を達成しつつあることを考慮すると、計画期間内の事業実施は困難であり、引き続き着手時期について検討していく。	建設部
1	3	道路改良事業 鹿野戸安養寺線	道路改良事業 鹿野戸安養寺線	雄和椿川地内の主要地方道秋田雄和本荘線から県立中央公園、秋田空港等へ連絡する同路線について、安全で快適な道路環境への改善をはかるため、道路の拡幅・線形・隅切等の改良を進める。	前期後期	雄和	完了	H19	H26	平成26年10月に事業完了した。	建設部
1	3	道路改良事業 中の沢線	道路改良事業 中の沢線	雄和萱ヶ沢地区の主要な路線の急勾配、歪曲区間の改良工事を進め、安全で快適な道路環境への改善を図る。	後期	雄和	完了	H23	H27	平成27年10月に事業完了した。	建設部
1	3	道路改良事業 芝野橋線	道路改良事業 芝野橋線	雄和芝野新田地区と四ツ小屋地区を連絡する同路線について、安全で快適な道路環境への改善を図るため、道路の拡幅・線形・隅切等の改良を進める。	後期	雄和	未着手			後期期間において、現地を調査のうえ、道路の改良箇所や時期を決定することとしていたが、道路の拡幅改良には芝野橋の架替えも必要となり、多額の経費を要することから、計画期間内の事業実施は困難である。なお芝野橋については、当面、秋田市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、修繕による延命化を図ることとしている。	建設部
1	3	橋梁整備事業 本田妙法線本田橋	橋りょう整備事業 本田橋	雄和本田草川地区と四ツ小屋末戸松本、御所野地区とを結び、1級河川岩見川に架かる本田橋は、鋼材の腐食による断面減少などに伴い、耐荷力が低下し、安全性が確保できないことから、橋梁の架替を行う。	前期後期	雄和	完了	H21	H25	橋梁については平成25年12月に開通し、道路改良についても25年度末に完了した。	建設部
1	3	防雪柵整備事業 戸島畑谷線	防雪柵整備事業 戸島畑谷線	冬期間の道路の吹き溜まり等の防止や視程障害の緩和を図り、車両及び通学児童の通行の安全を確保する。	前期	河辺	完了	H17	H17	柵高3.5mの防雪柵を全長879mにわたって設置したことにより、冬期間の道路の吹き溜まり等の防止や視程障害の緩和を図ることができ、車両および通学児童の通行の安全を確保することができた。17年度に事業を完了した。	建設部
1	3	県施行街路事業負担金 (合併支援道路関連)	県施行合併支援関係道路整備事業負担金	市街地の都市計画道路の整備を促進し、都市内交通の円滑化や良好な市街地の形成を図り、安全で快適な都市生活などを実現する。 [対象路線] ①秋田中央道路、②川尻広面線(寺町)、③千秋広面線(手形)、④新屋土崎線(山王)、⑤秋田駅東中央線	前期後期	旧秋田市	継続	H17	H28以降	平成19年9月に秋田中央道路と秋田駅東中央線を供用開始した。川尻広面線(寺町)と新屋土崎線(山王)は、平成25年7月に完成し供用開始となったが、引き続き、隣接する川尻広面線(横町)と新屋土崎線(旭南)を実施している。千秋広面線(手形)は事業中である。	建設部
1	4	秋田駅周辺地区まちづくり交付金事業	秋田駅東西歩道橋(We-road)西側昇降口等整備事業	We-roadの自転車通行を可能とするため、西側昇降口等の整備工事を行う。	前期後期	旧秋田市	完了	H17	H26	駅東西の一体的整備と健全な市街地形成による魅力的なまちづくりのため、第一期計画では秋田駅東西歩道橋(We-road)などの整備を行ったほか、引き続き第二期計画として、秋田駅第三地区および秋田駅西北地区土地区画整理事業による基盤整備を実施した。また、同交付金のソフト事業として、まちづくり市民活動育成・支援事業を行った。	都市整備部 市民生活部
1	4	市街地再開発事業	中通一丁目地区市街地再開発事業	県都の顔であり高次集積都市の中核を担う市中心部にぎわいを創出するため、本再開発事業を促進し中心市街地の再生と活性化をはかる。	前期後期	旧秋田市	完了	H17	H24	平成24年6月末で住宅棟を除く施設が完成し、市は再開発組合からにぎわい交流館および中通一丁目自動車駐車場を取得した。再開発エリアは、「エリアなかいち」として同年7月にオープンし、その後、同年9月末に住宅棟が完成したことにより全施設が完成し、24年度末をもって事業が完了した。	都市整備部
1	4	土地区画整理事業 秋田駅東第三地区	秋田駅東第三地区土地区画整理事業	秋田駅東玄関口としてふさわしい街並みを形成するため、道路・公園等の都市基盤の整備と宅地の整理を行い、健全な市街地の形成を図る。	前期後期	旧秋田市	継続	H17	H28以降	土地区画整理事業により、秋田駅周辺の道路・公園等の都市基盤施設の整備と密集市街地の宅地の整序を行うことで、良好かつ健全な市街地の形成を図るとともに、交通網の形成を進めている。	都市整備部

章	項	プラン掲載事業名	事業名	当初の事業目的・概要	実施期別	実施地域	実施状況	着手年度	完了年度	事業の実施状況、課題、対応方針 等	担当部局 (H27年度末)
1	4	土地区画整理事業 秋田駅西北地区	秋田駅西北地区土地区画整理事業	J R、国鉄清算事業団等の空閑地の土地利用転換を契機に、都市計画道路の整備によりJ R奥羽本線によって分断されている東西間の一体化を図り、秋田市の都心部にふさわしい機能形成を行うための都市基盤整備を図る。	前期 後期	旧秋田市	継続	H17	H28以降	土地区画整理事業により、秋田市の都心部にふさわしい機能形成を行うための都市基盤整備を進めている。都市計画道路「千秋久保田町線」の西北地区内の整備が進み、街路事業で整備を行う駅西口接続部についても事業着手したことから、都市計画道路のネットワーク化を進めるうえで都市計画道路「千秋山崎線」の工事着手が必要となっている。	都市整備部
1	4	土地区画整理事業 秋田駅東拠点地区	秋田駅東拠点地区土地区画整理事業	秋田駅周辺地区まちづくり総合支援事業の整備計画に基づき、都市機能の受皿となる基盤整備を行う。	前期	旧秋田市	完了	H17	H20	面積が10.3haの同地区について、東口駅前広場(約10,000㎡)、都市計画道路(4路線延長1,065m)、区画道路、特殊道路のほか、公園2ヶ所を整備し、秋田駅周辺の都市機能の受皿となる基盤整備を行った。	都市整備部
1	5	住宅マスタープラン 推進事業	住生活基本計画策定経費 住生活基本計画推進経費	新秋田市住宅マスタープランの計画期間が22年に終了することから、18年施行の住生活基本法に基づき、住生活の安定の確保および向上促進に関する施策として、少子高齢化対策、安全・安心の確保、市街地の活性化、民間住宅対策などを推進するため、「秋田市住生活基本計画」等を策定する。また、地域特性に応じた住宅と住環境整備および住宅を取得・改修する際の情報提供等による市民に対する支援を目的に策定した「新秋田市住宅マスタープラン」の施策を推進する。	前期 後期	全市	継続	H17	H28以降	住宅の耐震診断・改修に関する研修会や、住宅のバリアフリー化を促進するための講習会を開催してきた。23年度に、本市の地域特性や住宅事情および市民ニーズなどから住生活の安定向上に関する課題を明らかにし、本市の住宅政策を計画的、総合的に推進するため秋田市住生活基本計画と、市営住宅のライフサイクルコストの縮減と長寿命化を図る「秋田市営住宅等長寿命化計画」を策定した。27年度において、計画策定から5年が経過し、エイジフレンドリーシティの一層の推進、既存住宅ストックの有効活用など、住生活を取り巻く社会環境の変化に対応するため、見直しを行った。	都市整備部
1	6	水道施設遠方監視装置整備事業 (河辺地域)	河辺地域送水施設整備事業	河辺地区における水道水の安定給水確保のため、和田・松潤両浄水場の運転状況を仁井田浄水場で監視するための装置を整備する。	前期	河辺	完了	H23	H24	本事業は「河辺地域浄水場施設改良事業」の一環で実施する予定であったが、23年度から「河辺地域送水施設整備事業」として実施、24年度で事業は完了した。	上下水道局
1	6	水道施設遠方監視装置整備事業 (雄和地域)	雄和地域送配水管等整備事業	雄和・南雄和地区における水道水の安定給水確保のため、これまで雄和浄水場で監視していた各水道施設の運転状況を、仁井田浄水場で監視するための装置の整備を行う。	前期	雄和	完了	H19	H23	雄和浄水場と清水木浄水場を廃止し、送水ポンプ場とすることに伴い「雄和地区浄水場施設改良事業」と「南雄和簡易水道整備事業」を取りやめることとした。このため、両事業で進行管理する予定であった本事業について、22年度からは「雄和地域送配水管等整備事業」に包含し、効率的に実施している。	上下水道局
1	6	浄水場施設改良事業 (河辺地域)	浄水場施設改良等事業 (河辺地域)、河辺地域送水施設整備事業	河辺地区における水道水の安定給水確保のため、各浄水場および各配水池の施設整備ならびに設備の更新等を計画的に行う。	前期 後期	河辺	完了	H18	H27	26年度までに、各施設において以下の取組を実施した。 ・松潤浄水場：第2取水井の改修および、第1取水ポンプの交換修繕、ろ過機(2台)と七曲送水ポンプ(2台)の整備、ろ過水高感度濁度計と薬品注入設備(PAC・次亜)の更新整備。平成25年度に和田浄水場を廃止するための和田送水ポンプ設備の整備。第1取水井の改修および、遊離炭酸除去塔充填剤交換修繕、原水兼表洗ポンプ(2台)更新整備。 ・和田浄水場：浄水pH計の設置と、次亜塩素素注入機の更新整備。 ・和田配水池：屋上の防水補修工事。 ・俄沢浄水場：第2導水流量計の交換修繕と、浄水pH計の設置、薬品注入設備(次亜注入ポンプ・配管他)の更新整備。俄沢第2水源地の水源管理室と取水井周囲に、高さ2mのメッシュフェンス(忍返し付)を設置。 27年度には、以下の取組を実施した。 ・松潤浄水場：薬品注入室エアコン改修、七曲配水池配水流量計更新、俄沢浄水場送水ポンプ・高圧気中負荷開閉器改修。	上下水道局
1	6	岩見三内地区統合簡易水道事業	岩見三内地区統合簡易水道事業	河辺岩見三内地区に対し安全な水道水を安定的に供給する。	前期	河辺	完了	H17	H18	17年度には、配水管(口径50～150mm、延長12,499m)の布設と減圧弁2基を設置し、18年度には、配水管(口径50～150mm、延長3,712m)の布設と集中監視設備(仁井田～俄沢)を設置し、事業完了した。	上下水道局
1	6	石綿セメント管更新事業 (河辺地域)	河辺南部地区石綿セメント管更新事業	河辺南部地区に対し安全な水道水を安定的に供給する。	前期	河辺	完了	H18	H19	18・19年度に配水管の布設替えを行い、事業完了。 ・18年度の配水管布設替 口径200mm 延長2,622m、口径50mm 延長52m (口径50mmは老朽配水管更新事業(河辺)を包含して実施した分) ・19年度の配水管布設替 口径200mm 延長890m (うち延長493mは老朽配水管更新事業(河辺)を包含して実施した分)	上下水道局
1	6	老朽配水管更新事業 (河辺地域)	老朽配水管更新事業 (河辺)	安定給水確保のため、塩化ビニル管等の老朽配水管をダクタイル鋳鉄管等に布設替える。	前期	河辺	完了	H18	H19	18・19年度において配水管を布設替えし、事業完了した(石綿セメント管更新事業(河辺地域)に包含して実施)。	上下水道局
1	6	老朽配水管更新事業 (雄和地域)	配水管整備事業 (雄和地域)	安定給水確保のため、塩化ビニル管等の老朽配水管をダクタイル鋳鉄管等に布設替える。	前期	雄和	完了	H17	H27	本事業は、市全体の計画的な更新計画に基づき実施することとしていたが、22・23年度において、事業の効率的実施のため、「雄和地域送配水管等整備事業」として実施。24年度以降については、配水管整備事業として、再び市全体の更新計画に基づき実施している。 ・17～27年度 配水管布設替 口径50～200mm 延長5,277m	上下水道局
1	6	仁井田・雄和送水施設整備事業	雄和地域送配水管等整備事業	老朽化が進んでいる雄和地域の浄水場を廃止し、仁井田浄水場から送水することによって、安全な水の安定供給確保を図る。	前期	雄和	完了	H19	H27	19年度には、老朽化が進み、水質に不安のある雄和地域の浄水場について調査を行い、雄和送水施設の整備をすることとし、施設の基本設計を行った。20年度からは順次、送水管の布設や配水管の布設替えを行い、23年度には雄和ポンプ場が完成、25・26年度に不要となった施設の撤去方法について関係機関と協議し、27年度に撤去工事を行い事業完了した。 なお、前期期間に位置づけた事業であるが、事業費の平準化のため、実施期間を延長した。	上下水道局

章	項	プラン掲載事業名	事業名	当初の事業目的・概要	実施期別	実施地域	実施状況	着手年度	完了年度	事業の実施状況、課題、対応方針 等	担当部局 (H27年度末)
1	6	南雄和簡易水道整備事業	雄和地域送配水管等整備事業	南雄和地区における水道水の安定給水確保のため、必要に応じて浄水場や配水池の水質計器・ポンプ等の整備、更新を行う。	前期後期	雄和	完了	H18	H23	18年度は、清水木浄水場に「浄水残留塩素計」を設置し、水質の連続監視が可能となり、水処理が安定した。 19年度以降は、水源の安定性や施設の老朽度、浄水処理の効率性を考慮した結果、廃止が合理的と判断された清水木浄水場については、機能維持のための最小限の整備にとどめることとした。 南雄和地区の安定給水確保については、仁井田浄水場からの送水に切り替えることが効率的であることから、清水木浄水場は廃止し、送水ポンプ場として有効活用することとした。なお、これら一連の施設改良整備は「雄和地域送配水管等整備事業」により実施した。	上下水道局
1	6	公共下水道管渠建設事業 (河辺地域)	管渠建設事業 (未普及解消下水道) (河辺地域)	汚水管整備を進め、水洗化の普及拡大をはかる。	前期後期	河辺	継続	H17	H28以降	17～24年度にかけ、諸井、豊成、北野田地区と式田および坂本地区の一部において汚水面整備を行った。25年度以降は、引き続き、式田および坂本地区の残りの地区と石川地区への汚水面整備を進める。また、神内、宮崎地区については、整備手法の検討結果、公共下水道により整備することとなったことから、22年度に都市計画の変更を行い、25年度には事業計画変更、26年度に宮崎地区の実施設計、27年度から工事着手しており、29年度の整備完了を予定している。	上下水道局
1	6	公共下水道管渠建設事業 (雄和地域)	公共下水道管渠建設事業 (雄和)	汚水管整備を進め、水洗化の普及拡大をはかる。	前期	雄和	完了	H16以前	H16以前	16年度において、全事業地区整備終了している。	上下水道局
1	6	特定環境保全公共下水道事業 (雄和地域)	特定環境保全公共下水道事業 (雄和)	汚水管整備を進め、水洗化の普及拡大をはかる。	前期	雄和	完了	H17	H17	17年度に、相川地区においてマンホールポンプ設備を一式整備し、全事業終了している。	上下水道局
1	7	北野田公園整備事業	北野田公園整備事業	市民のスポーツ・レクリエーションや憩いの場として整備するとともに、平成19年秋田わか杉団体の硬式テニス競技会場としての活用を図るため、北野田公園を整備する。(A=5.6ha、総事業費1,773,654千円、アリーナ(屋内2面)、屋外8面コート(砂入り人工芝)、クラブハウス)	前期	河辺	完了	H17	H18	18年度に整備が完了し、平成18年11月から供用開始した。	教育委員会
1	8	自然環境保全事業	河辺・雄和地区自然環境調査事業	多様で豊かな自然環境を保全・回復・創出する。	前期後期	河辺雄和	完了	H21	H22	県の緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用し、雄和・河辺両地域における自然環境調査として、21年度は秋・冬期調査を実施し、22年度は春・夏期調査を行った。	環境部
1	9	不法投棄未然防止強化対策事業	不法投棄未然防止強化対策事業	廃棄物の不法投棄未然防止の強化および不法投棄の早期発見を図る。	前期	全市	完了	H17	H20	不法投棄多発地点に監視カメラや告知看板を設置し、不法投棄の未然防止と早期発見に努めた。	環境部
1	9	一般廃棄物減量事業 (ごみダイエット作戦)	家庭系ごみ減量・分別啓発事業	分別の必要性に理解を求めるとともに、適正な分別を指導するため、各地域でごみ減量・分別井戸端会議を開催する。また、市民の意見を聞き、現状の分別方法等について検証を行う。	前期後期	全市	完了	H17	H27	家庭においてごみの分別や減量を実践してもらうため、町内会などの市民団体を対象に、市のごみの現状に関する情報を発信したほか、家庭ごみの減量や資源物の分別、リサイクルについて市民へ取組手法等を紹介する「ごみ減量キャンペーン」や各種講座を開催した。	環境部
1	9	総合環境センター緑地整備事業	総合環境センター緑地整備事業	理立ての終了した最終処分場を含めた周辺敷地について、イメージの払拭と空港アクセス道路からの景観を考慮し、花木の植樹等により緑地として整備を図るとともに、将来の市民の憩いの場となる環境公園としての活用を視野に入れた整備を図る。	前期	河辺	中止			秋田県が整備した空港アクセス道路について、23年度の開通以降、周辺の状況から下草刈りなどによる管理を十分に行えば、当初目的を達成するまで整備の必要性はないため、中止と判断した。	環境部
1	10	電子自治体推進事業 (総合文書管理システム、総合地理情報システム等構築)	固定資産税地理情報システム構築事業 行政事務システム導入経費	起案、決裁、蓄積および情報公開まで一連の流れで行う総合文書管理システムを構築する。 地図と業務データを結合し、全庁から利用可能な統合型地理情報システムを構築したうえで、都市計画、防災、福祉等広範に利用する他、インターネットに公開する。 固定資産税の適正課税を行うため、航空写真を活用した評価図面の整備を図り、固定資産税の課税客体である土地・家屋の現況を的確に把握する。 以上の事業により、事務の電子化と高速化・効率化、市民サービスの向上を図る。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	固定資産税地理情報システム構築事業については、航空写真撮影を行い、地番現況図や家屋現況図などの各種図面をデータベース化した。 統合型地理情報システムの構築については、最新技術の情報収集に努め、より効率的に導入する手法について研究を行っている。 総合文書管理システムについては、行政事務システム導入の一環として、導入・機器賃貸借に係る契約を27年度に締結し、構築作業を進めている。総合文書管理システムは平成29年2月に稼働する予定である。	企画財政部
1	10	合併関連コンピュータネットワーク整備事業	合併関連コンピュータネットワーク整備事業	17年1月の市町合併に伴い、旧河辺町・旧雄和町両町のネットワークに接続できるよう秋田市側のネットワークを再構築する。	前期後期	全市	完了	H17	H20	合併に合わせて河辺・雄和地域の施設とネットワークを接続し、安定的な運用を行っている。	企画財政部
1	10	公共施設案内予約システム再構築事業	公共施設案内予約システム再構築事業	公共施設案内予約システムの最新システムへの更新により、市民のスポーツ活動や学習活動の利用活性化および各施設管理の効率化を図る。	前期後期	全市	完了	H18	H20	18年度に新システムを導入し、河辺・雄和地域の施設を加えるとともに、24時間利用や携帯電話からの利用などサービス機能の向上を図った。	企画財政部
1	10	ケーブルテレビ施設整備事業	新市ケーブルテレビ幹線延伸事業	ケーブルテレビ網の未整備地域である両町および市内周辺地域へ幹線を延伸することにより、合併後の新市における情報格差の解消を図る。	前期	全市	中止			デジタルテレビ放送の開始や高速インターネットサービスのエリア拡大により、ケーブルテレビ網の未整備地域においても、整備地域と同等の情報通信機能が提供されており、ケーブルテレビの需要を取り巻く環境が計画策定当初から変化してきているため、事業化に至っていない。	企画財政部
2	1	ハートピア秋田 (物産イベント) 事業	ハートびあ秋田 (産業フェア) 事業	河辺・雄和を含めた新市の産業振興を図るため、産業フェアを開催し、企業間の交流と連携を進め、地元企業の創業・成長発展を促進する。	前期	全市	完了	H17	H19	17～19年度の3年(3回)に渡り、9月又は10月の土日2日間に開催。開催に際しては、各年度ごとにテーマを設定し、秋田商工会議所・河辺雄和商工会等の商工団体と協力し、市民参加を取り入れつつ、企業の交流や連携を進め、地元企業の創業・成長発展を促進した。 第1回 平成17年9月24日・25日開催 (13,000人) 第2回 平成18年10月8日・9日開催 (10,000人) 第3回 平成19年9月22日・23日開催 (15,000人)	商工部

章	項	プラン掲載事業名	事業名	当初の事業目的・概要	実施期別	実施地域	実施状況	着手年度	完了年度	事業の実施状況、課題、対応方針 等	担当部局 (H27年度末)
2	1	独創的創業計画支援事業	地域創業支援事業	河辺・雄和の農畜産物等の食資源や農村環境、伝統文化等を活かした創業者に対して国、県等の助成事業等を活用し、事業化を支援する。	前期後期	全市	完了	H17	H19	市内の食資源や農村環境、伝統文化等を活かした創業を支援するため、国の補助制度「地域創業助成金」を活用、全国共通の支援対象10分野に加えて、「食料品製造業」、「食料品小売業」、「一般飲食店」の3業種を市、秋田商工会議所、河辺雄和商工会で組織する秋田市産業活性化協議会が地域重点分野として選定し、本市独自の助成対象とした。しかし、雇用人数等の助成要件のハードルが高く、平成20年3月末日の制度廃止までの間に活用した事例はなかった。 ・対象者 新規創業した法人(子会社含む)や個人 ・対象 全国共通のサービス業10分野+本市独自の地域重点分野3業種(食料品製造業、食料品小売業、一般飲食店) ・適用 平成17年10月1日～ ・申請先 創業者が秋田県雇用開発協会に直接申請 ・助成内容 (1)6ヶ月間の創業経費の1/2以内(上限500万円、離職者1人以上を含む2人以上雇用の場合) (2)雇入れ奨励金(1人当たり30万円、上限100人)	商工部
2	2	海外市場開拓支援事業	対岸経済交流事業	海外販路拡大による市内企業の競争力の向上と、秋田港および秋田空港を活用した輸出入の拡大を図る。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	18年度はソウルでの合同ポートセールスをおこなったほか、19年度からロシア極東での商談会および海外からのバイヤー招へい事業を3か年継続実施した。22～24年度は、現地での販路を拡大するため、ロシア極東にコーディネーターを配置した。また、22年度からは中国や台湾で開催される展覧会やイベントにブースを出展し、東アジアへの販路拡大の取り組みを進めている。24年度から中国南寧市に開設した秋田産品の貿易拠点となる「秋田ショップ」運営の支援を行い、25年度で終了した。さらに、25年度からは、台北市で開催されている日本酒関連イベントにブースを出展したほか、27年度からは、タイやマレーシアで秋田産品のPRと商談のサポート等を実施し、東アジアエリアのみならず、企業ニーズが高いASEAN諸国でも事業展開をしている。	商工部
2	2	秋田臨空地区物流機能拡充事業	秋田臨空地区物流機能拡充事業	秋田ーソウル間の定期航空便を活用した貿易を促進し、市内企業における海外販路の拡大につなげるため、物流機能拡充や海外市場開拓の支援を行う。	前期	雄和	未着手			物流機能拡充につなげるには、販路拡大や輸出入の活性化による貨物取扱量の増加が必須である。そのため、まずは、「海外市場開拓支援事業」の推進を図っており、取扱量の状況等を勘案した支援が必要となるが、秋田ーソウル便は平成27年12月3日から運休となっているため、再開の状況を見据えて必要な支援を行っている。	商工部
2	3	地域(河辺、雄和)シーズ発掘活用事業	地域シーズ発掘活用事業	合併により市域となった河辺・雄和地域に存在する事業シーズを調査・発掘し、事業化へつなげることで新たな産業振興を図る。	前期	河辺雄和	完了	H17	H19	河辺・雄和地域に存在する有望な事業シーズを持つシーズ活用チャレンジャーと開発支援サポーターの事業者をそれぞれ認定し、地域における新たな地場産業の創出による産業の振興をめざした。19年度で事業終了し、20年度からはチャレンジオフィスあきたを活用した経営相談等の支援を行っている。	商工部
2	6	観光案内板等整備事業	観光案内板等整備事業	秋田市観光振興計画において位置づけられている観光案内板の充実について、観光客が訪れる主要な施設の誘導案内標識を設置するとともに、主要地点に観光施設等の広域案内板の設置を行うなど、観光客受入体制の基盤を整備し、交流人口の拡大を図る。	前期	河辺雄和	完了	H21	H21	河辺・雄和地域の観光案内板等を整備した(観光案内板(新設)12ヶ所、観光説明板(新設)4ヶ所、河辺鶴養地区案内板(新設)1ヶ所、既存案内板補修3ヶ所)。	商工部
2	6	岩見温泉補修・整備事業	岩見温泉整備事業	老朽化した岩見温泉を、観光客の立ち寄り湯として、また地域住民の保養の場として整備する。	前期後期	河辺	継続	H17	H28以降	老朽化した岩見温泉を観光客の立ち寄り湯、地域住民の保養の場として、17年度は外部塗装等工事(外壁塗装等)、18年度は空調設備の改修工事を行った。施設の老朽化、27年度までの耐震化など様々な条件がある中で、地域からの強い存続要望により、地域コミュニティ機能の維持を前提として、規模を縮小して改築することとした。27年度に公募型プロポーザル方式により事業者を選定し、デザインビルド方式(設計・施工等一括発注)で改築工事を発注した。「河辺岩見温泉交流センター」として平成28年10月のオープン予定である(予定どおり平成28年10月にオープンした。)	市民生活部
2	6	華の里施設整備事業(町の駅建設事業)	華の里施設整備事業	雄和地域の観光拠点として整備している「華の里」地区のトイレ不足解消のため、来客者用のバリアフリー対応の公衆トイレとイベント開催時のテント敷設用の通路の整備を行う。また、雄物川の眺望を確保するため河川敷の杉の間伐を行う。	前期	雄和	完了	H17	H17	「華の里」地区に来客用のバリアフリー対応の公衆トイレとイベント開催時のテント敷設用の通路の整備および雄物川の眺望を確保するため河岸の杉の間伐を行った。17年度に事業を完了した。	商工部
2	6	雄遊カヌークルージング振興事業	雄遊カヌークルージング振興事業	雄物川でのカヌークルージングを広くPRするとともに、カヌークルージングと周辺の観光地・特産品を結びつけ、新たな観光誘客を図る。	前期	河辺雄和	完了	H20	H21	平成20年度に市民対象モニターツアー、平成21年度に県外対象モニターツアーを実施し、平成22年度からの民間による事業運営につなげたこととした。	商工部
2	7	(仮称)秋田市農林水産業振興戦略会議事業	秋田市農林水産業振興戦略会議運営経費	都市近郊と中山間地農業が混在する本市農業の特色を踏まえ、地域の農林水産資源や自然条件、立地条件などを活用した農林水産業施策の展開に向けて、各界各層からの幅広い意見や提言をいただくための「秋田市農林水産業振興戦略会議」を設置する。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	農林水産業振興戦略会議の意見や提言を踏まえ、22年度に農林水産業振興の指針となる「秋田市農林水産業・農村振興基本計画」等を策定し、その達成に向けて各種施策や事業の展開に努めた。また、27年度には、28～32年度を計画期間とした「第5次秋田市農林水産業・農村振興基本計画」を策定したほか、本市農林水産業の発展に向け、幅広い意見や提言を各種施策に反映するため、引き続き会議を設置することとした。	農林部
2	7	農業生産総合対策条件整備事業	農業生産総合対策条件整備事業	水稲・大豆等の土地利用型農業の生産振興を図るため、農業生産基盤の整備等を通じて、高効率生産、生産コスト軽減等を推進し、生産から流通までの一貫した産地体制の確立を図る。	前期	雄和	完了	H17	H17	地域における農業基幹施設として、稲作の高効率・低コスト化等の推進や転作大豆の生産振興を図るため、JA新あきたが事業主体となり、雄和芝野地区に籾・大豆乾燥調製施設を整備した。	農林部
2	7	スーパー農園整備事業(河辺地域)	スーパー農園整備事業(河辺)	市民や都市住民などの多様なニーズに対応したグレードの高い市民農園を整備することにより、都市と農村の交流促進を通じた農業・農村の振興を図る。	前期	河辺	未着手			スーパー農園の新たな開設にあたっては、既存の農園の運営状況等から、利用ニーズの把握方法や費用対効果の検証等が課題となっていることから、これらの課題を十分に検証したうえで、事業の実施について検討していく。	農林部
2	7	スーパー農園整備事業(雄和地域)	スーパー農園整備事業(雄和)	市民や都市住民などの多様なニーズに対応したグレードの高い市民農園を整備することにより、都市と農村の交流促進を通じた農業・農村の振興を図る。	前期	雄和	完了	H17	H18	雄和檜台地区に、137区画からなる市民農園を平成19年5月に開園した。市民農園が整備されたことにより、利用者の農業に対する理解の深まりや都市と農村の交流が促進され、農業・農村の振興や活性化に寄与している。	農林部

章	項	プラン掲載事業名	事業名	当初の事業目的・概要	実施期別	実施地域	実施状況	着手年度	完了年度	事業の実施状況、課題、対応方針 等	担当部局 (H27年度末)
2	7	農道整備事業	農道整備事業	農道網の幹線的な農道を整備し、農業生産の近代化と農村の生活環境の改善を図る。	前期	河辺	完了	H17	H18	河辺三内田尻地区および河辺北野田高屋畑地区で農道を整備した。 ・河辺三内田尻地区 全長254m ・河辺北野田高屋畑地区 全長111m	農林部
2	7	農業集落排水事業 下北手中央地区	下北手中央農業集落排水事業	農業用排水の水質改善、農業用排水施設の機能維持、および農村生活環境を改善し、併せて公共用水の水質保全を図る。	前期	旧秋田市	完了	H17	H20	下北手中央地区の農業集落排水の管路施設および処理施設の整備を実施した。20年度事業完了（平成20年4月1日供用開始）。	上下水道局
2	7	農業集落排水事業 金足地区	金足地区農業集落排水事業	農業用排水の水質改善、農業用排水施設の機能維持、および農村生活環境を改善し、併せて公共用水の水質保全を図る。	前期後期	旧秋田市	完了	H18	H25	金足地区の農業集落排水の管路施設の整備を実施した（平成25年3月一部供用開始）。25年度に事業の完了と秋田市公共下水道（臨海処理区）へ区域編入し、県の流域下水道臨海処理センターで処理している（平成26年5月全部供用開始）。	上下水道局
2	7	農業集落排水事業 太平、柳田地区	管渠建設事業（未普及下水道）（秋田地域）、浄化槽整備推進事業（秋田地域）	農業用排水の水質改善、農業用排水施設の機能維持、および農村生活環境を改善し、併せて公共用水の水質保全を図る。	後期	旧秋田市	継続	H23	H28以降	農業集落排水事業に替えて、公共下水道と浄化槽で整備するものとし、それぞれ、管渠建設事業（未普及下水道）、浄化槽整備推進事業として実施する。公共下水道の計画区域について、22年度に認可・告示等各種手続き、23年度に実施設計、24年度から工事着手しており、30年度の整備完了を予定している。浄化槽整備については、27年度末現在、8基の浄化槽を整備した。	上下水道局
2	7	農業集落排水事業 河辺岩見地区	岩見農業集落排水事業	農業用排水の水質改善、農業用排水施設の機能維持、および農村生活環境を改善し、併せて公共用水の水質保全を図る。	前期	河辺	完了	H17	H20	河辺岩見地区の農業集落排水の管路施設および処理施設の整備を実施した。20年度事業完了（平成20年4月供用開始）。	上下水道局
2	7	農業集落排水事業 河辺鶴巻地区	浄化槽整備推進事業	農業用排水の水質改善、農業用排水施設の機能維持、および農村生活環境を改善し、併せて公共用水の水質保全を図る。	前期後期	河辺	継続	H18	H28以降	農業集落排水事業に替えて、浄化槽整備推進事業の一環として浄化槽設置工、放流管路工、放流ポンプ工、放流水路工を実施することで、農業用排水の水質改善等を図っており、27年度末現在、15基の浄化槽を整備した。	上下水道局
2	7	農業集落排水事業 雄和種平地区	種平農業集落排水事業	農業用排水の水質改善、農業用排水施設の機能維持、および農村生活環境を改善し、併せて公共用水の水質保全を図る。	前期	雄和	完了	H17	H18	雄和種平地区の農業集落排水の管路施設の整備を実施し、18年度に事業を完了した。	上下水道局
2	7	農業集落排水事業 雄和神ヶ村地区	浄化槽整備推進事業	農業用排水の水質改善、農業用排水施設の機能維持、および農村生活環境を改善し、併せて公共用水の水質保全を図る。	前期	雄和	継続	H18	H28以降	農業集落排水事業に替えて、浄化槽整備推進事業の一環として浄化槽設置工、放流管路工、放流ポンプ工、放流水路工を実施することで、農業用排水の水質改善等を図っており、27年度末現在、27基の浄化槽を整備した。	上下水道局
2	7	農業集落排水事業 雄和地区	浄化槽整備推進事業	農業用排水の水質改善、農業用排水施設の機能維持、および農村生活環境を改善し、併せて公共用水の水質保全を図る。	前期後期	雄和	継続	H18	H28以降	農業集落排水事業に替えて、浄化槽整備推進事業の一環として浄化槽設置工、放流管路工、放流ポンプ工、放流水路工を実施することで、農業用排水の水質改善等を図っており、27年度末現在、18基の浄化槽を整備した。	上下水道局
2	7	農業集落排水事業 雄和新波地区	農業集落排水施設機能強化事業（新波地区）	新波地区汚水処理施設は、老朽化が著しく処理能力が低下し稼働に支障をきたしているため、処理施設の水槽および機械・電気設備を改築し、機能の回復を図る。	前期	雄和	完了	H23	H24	24年度の工事完了をもって事業は完了した。	上下水道局
2	7	汚泥減量化促進事業	汚泥減量化促進事業	農業集落排水処理施設における発生汚泥の減量化を行い、汚泥搬出の効率化および維持管理経費の削減を図る。	前期	全市	未着手			処理区の再編や公共下水道への接続により、発生汚泥の集約化を図るとともに、費用対効果等を踏まえながら今後の利活用の方針について、引き続き検討する。	上下水道局
2	7	県営経営体育成基盤整備事業	県営土地改良施設等整備事業負担金（経営体育成基盤整備事業）	県が実施する土地改良施設等整備事業費（ほ場整備事業）の一部を市が負担（13.5～15%）し、農業の生産性向上等のための生産環境条件整備を図る。	県が事業主体	全市	継続	H17	H28以降	県の計画に基づき、順次、ほ場を整備している。 ・雄和種沢地区（面積=101.4ha）：19年度完了 ・雄和新波地区（面積=7.4ha）：20年度完了 ・雄和女米木地区（面積=137.9ha）、河辺大沢地区（面積=21.0ha）：21年度完了 ・河辺赤平地区（面積=102.3ha）、雄和銅屋地区（面積=180.1ha）、雄和左手子地区（面積=42.3ha）：24年度完了 ・雄和平沢地区（面積=104.7ha）：30年度完了予定	農林部
2	7	県営ため池等整備事業	県営土地改良施設等整備事業負担金（ため池等整備事業）	県が実施する土地改良施設等整備事業費（ため池等整備事業）の一部を市が負担（7.5～11%）し、農業の生産性向上等のための生産環境条件整備を図る。	県が事業主体	全市	継続	H17	H28以降	県の計画に基づき、順次、ため池等を整備している。 ・北上手猿田沢地区（ため池）：21年度完了 ・仁井田堰地区（水路）：24年度完了 ・金足片田杉沢地区（ため池）：25年度完了 ・雄和芝野地区（頭首工）：27年度完了 ・雄和釜ヶ沢地区（ため池）：28年度完了予定 ・河辺寺田地区（頭首工）：27年度完了 ・外旭川穴堰地区（水路）：29年度完了予定 ・山内松原地区（頭首工）：28年度完了予定 ・雄和平沢地区（ため池）：31年度完了予定 ・太平中間地区（水路）：31年度完了予定	農林部
3	1	けやきのまののしあわせプラン推進事業	障がい者プラン推進経費 高齢者プラン推進経費 （介護保険事業計画策定経費）	障がいのある人もない人も、分け隔てなく地域において互いに助け合いながら、やすらぎと生きがいのある充実した生活を送っているような環境整備を図っていく。 〔高齢者プラン〕 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って社会に参加し、安全で安心して暮らすことができるよう高齢者福祉施策を図る。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	〔障害者プラン〕 障害者自立支援法に基づく「市町村障害福祉計画」を包含した「第3次秋田市障害者プラン」を平成19年3月に策定し、その後、平成21年3月に「第2期障害福祉計画」、平成24年3月に「第3期障がい福祉計画」を策定し、今後必要となる障害福祉サービスの見込量を明らかにするとともに、サービス提供体制を計画的に整備しながら各種施策の推進を図った。その後、平成25年3月には国の障がい政策全般の見直し状況を踏まえ、「第4次秋田市障がい者プラン」を策定した。また、平成27年3月にはいわゆる障害者総合支援法（障害者自立支援法改正法）に基づく「第4期秋田市障がい福祉計画」を策定し、「第4次秋田市障がい者プラン」と合わせ、障がい者が充実した地域生活を送ることができるよう、平成30年3月までの計画期間内に各種施策を推進していく。 〔高齢者プラン〕 「第7次秋田市高齢者プラン（第5期介護保険事業計画）」（24年度から26年度までの高齢者福祉事業に関する実施計画）に基づき、地域包括ケア体制の整備と介護予防事業の推進を図った。また、平成27年3月に「第8次秋田市高齢者プラン（第6期介護保険事業計画）」（計画期間：27～29年度）を策定した。今後も高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者の実態に応じた各種施策を推進していく。	福祉保健部

章	項	プラン掲載事業名	事業名	当初の事業目的・概要	実施期別	実施地域	実施状況	着手年度	完了年度	事業の実施状況、課題、対応方針 等	担当部局 (H27年度末)
3	1	地域福祉計画推進事業	地域福祉計画推進経費	社会福祉基礎構造改革により、社会福祉法が制定（12年6月）され、「地域福祉の推進」（地域における社会福祉、地域における支え合い・助け合い）が大きなテーマに掲げられた。そのために、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉を推進するための総合的な計画書を策定するものである。16年度以降は、策定した地域福祉計画を実効力あるものにするために、地域福祉推進事業（ワークショップ）を継続させていくこととする。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	平成16年3月に策定した「秋田市地域福祉計画」に基づき、地域福祉の理念について、行政施策へ反映させるとともに市民へのPRを進めた。平成26年3月には、「第3次秋田市地域福祉計画」を策定し、第2次計画から継続した「孤立化を防ぐ支え合いの地域づくり」、「災害に備えた支え合いの地域づくり」と新規の重点事業に掲げた「担い手の連携による地域コミュニティ活動の活性化」について、平成31年3月までの計画期間内に、地域での支え合いを進めるための具体的な取組を進めていく。	福祉保健部
3	2	老人福祉施設整備推進事業	老人福祉施設整備推進事業	老朽化が著しい耕心苑、老人いこいの家を整備し、空白地域となっている雄和大正寺地区に老人デイサービスセンターを新設することにより、新市の住民に同一水準のサービスを提供する。	前期後期	全市	継続	H23	H28以降	耕心苑は、平成24年3月の指定管理期間満了をもって廃止し、地元自治会へ譲渡した。老人デイサービスセンター新設については、民間事業所が開設していることから行わないものとした。老人いこいの家3館については、施設全体が老朽化しており、維持管理費等が増大していることなどを踏まえ、「第6次秋田市行政改革大綱」や「公共施設等総合管理計画」との整合を図りながら、28年度中に今後の施設のあり方の方針を決定することとしている。	福祉保健部
3	3	障害者福祉施設整備推進事業	障害福祉サービスセンター改修経費	障がい者が地域社会で生活できるよう、在宅サービスの充実や施設整備を行い、障がい者の自立と社会参加を促進する。	前期後期	旧秋田市	継続	H22	H28以降	22年度に、秋田市柳田の「秋田市障害福祉サービスセンターふきのとう」の屋上屋根の防水改修を実施、27年度は利用者が快適に利用できるよう空調設備の改修を行った。今後も、改修が必要となった時点で対応していく。	福祉保健部
3	3	身体・知的障害者交通費補助事業	障がい者交通費補助事業	[バス運賃無料化事業] 在宅の身体・知的障がい児（者）について、市内のバス運賃を無料化することにより社会参加と生活圏の拡大を図る。 [通院移送費給付事業] 重度身体障がい者の通院加療のタクシー料金の一部を給付することにより、福祉の増進を図る。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	身体障害者手帳・療育手帳所持者を対象に福祉特別乗車証を交付し、市内の路線バスおよび代替交通のバス運賃を無料化することで、障がい者の経済的負担を軽減するとともに社会参加の機会や生活圏の拡大を引き続き図った。通院移送費給付事業として、タクシー料金の一部給付を継続実施し、福祉の増進を図った。また、タクシー利用券の取扱条件を緩和し、28年度以降の利便性の向上を図った。	福祉保健部
3	3	精神障害者交通費補助事業	精神障がい者交通費補助事業	精神障がい者の市内バス運賃を無料化することにより、社会復帰と社会参加の促進を図る。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	通院および通所の際に市内路線バスを利用する精神障害者保健福祉手帳所持者を対象に、福祉特別乗車証を発行し、バス運賃を無料化することで、精神障がい者の継続的な通院加療を図り、社会復帰・社会参加を促進した。	保健所
3	4	児童福祉施設整備推進事業	児童福祉施設等整備推進事業	老朽化した公立保育所等の入所児童の処遇改善をはかるため、大規模修繕等の施設整備および設備整備（通園バス更新）を行う。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	17年度以降、川添保育所改修工事、岩見三内保育所改築工事、河辺保育所園舎建築工事、旧市内の保育所5か所の改修工事および通園バス更新（5か所）を実施しており、22年度には河辺保育所屋外遊戯場整備工事、土崎保育所改修工事および港北保育所改修工事を実施した。また、27年度は寺内保育所軒天井修繕等を実施しており、今後も必要な改修および整備を進めていく。	子ども未来部
3	5	健康あきた市21推進事業	健康あきた市21計画推進事業	生活習慣病に起因する壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸等を目的として、14年度に策定した「健康あきた市21」に基づく健康づくり運動の普及・啓発に努めるとともに、生活習慣の改善に対する個人の自主的な取り組みを地域全体で支援する体制整備をはかる。	前期後期	全市	継続	H17	H28以降	17年度に、河辺町、旧雄和町の健康計画を取り込み、「健康あきた市21」に基づき市民の健康づくりを支援した。また、19年度には計画の中間評価を実施したほか、21年度に実施した市民健康意識調査アンケートおよび市民健康・栄養調査のデータをもとに22年度は最終評価を行った。24年度に、国の「健康日本21」の計画更新にあわせ、25年度から10年間の計画期間とした「第2次健康あきた市21」を策定しており、引き続き、市民の健康増進を支援していく。	保健所
3	5	健康増進情報システム統合事業	健康増進情報システム関係経費	平成4年1月に稼働した本システムを活用し、地域住民の健康状況を経年的に把握し、保健指導の充実と疾病の予防を図る。	前期後期	全市	完了	H17	H27	17年度に、河辺地域および雄和地域の検診結果等の入力の本システムに統合し、個人データの管理の一元化を図った。今後も各種検診結果を経年的に把握し、保健指導へ活用するなど、疾病の予防を図る。	保健所
3	6	畜場改築事業	畜場改築事業	将来の火葬需要への対応と施設・設備の老朽化に伴い畜場の改築を行う。	前期後期	全市	完了	H19	H25	19年度から事業に着手し、平成23年11月1日に新畜場の供用を開始し、25年度末で事業を完了した。	市民生活部
3	6	墓地公園改修事業	河辺墓地改修事業	市民の墓地需要に応えるため、未改修墓域を整備するとともに、墓地全体を安全に使用できるよう、既存墓域内の一部の階段等未改修部分の改修工事を実施する。	前期	河辺	完了	H17	H20	17年度に実施設計、18年度および20年度に改修工事を実施し、階段等の危険箇所の改修と区画の再編（18年度：157区画、20年度：157区画）を行い、市民の墓地需要に応えるとともに、利用者の安全性確保と利便性の向上を図った（改修後の全体区画数は684区画）。	市民生活部
3	7	救急業務高度化推進事業	救急業務高度化推進事業（河辺・雄和）	救急業務の高度化を推進し、高齢化の進展、疾病構造の複雑化等を背景とする市民ニーズの多様化に対応するとともに、救命率の向上を図る。	前期後期	河辺雄和	完了	H17	H25	17年度に雄和救急の高度救命処置用資機材を購入、22年度からは救急自動車および高度救命処置用資機材を計画的に更新整備した。また、救急救命士および救急隊員を養成するとともに、AEDの設置および応急手当の普及啓発を促進する。	消防
3	9	消防水利整備事業	消防水利整備事業（河辺・雄和）	河辺・雄和地域の消防水利未充足地域に消火栓や防火水槽を整備し、火災発生時における被害の拡大防止を図る。	前期後期	河辺雄和	完了	H17	H23	上水道整備に併せて消火栓73基を整備し、河辺・雄和地域における消防水利施設の充実強化を図っており、引き続き、計画的に整備していく。	消防
3	9	車両整備事業	車両整備経費（河辺・雄和）	現有消防力を維持し、市民の生命・身体および財産を災害から守るための出動体制を整える。	前期後期	河辺雄和	完了	H21	H24	車両更新計画に基づいて車両整備を行い、各種災害への対応能力の強化を図っており、引き続き、計画的に整備していく。	消防
3	9	車両整備事業（非常備）	車両整備経費（非常備）（河辺・雄和）	老朽化の著しい動力消防ポンプ積載用自動車の更新整備を行い、機動力の強化を図る。	前期後期	河辺雄和	継続	H21	H28以降	消防団の小型動力ポンプ積載用自動車を更新し、山火事等の災害への対応能力の強化を図っており、引き続き、計画的に整備していく。	消防
3	9	消防施設整備関係事業	河辺消防署本署改築事業 河辺消防署雄和分署改築事業 消防団器具置場改築事業（河辺・雄和）	老朽化した消防施設を改築し、各地域の災害拠点施設としての消防力と防災体制の強化を図る。	前期後期	河辺雄和	完了	H23	H27	全市的な視点での施設整備を行う必要があり、その老朽度を踏まえて優先度を見極めることとし、非常備消防については、消防団組織の再編検討にあわせて施設を整備・配置することとしている。常備消防については、河辺消防署本署・雄和分署を改築し、秋田南消防署河辺分署・雄和分署として整備した。	消防

章	項	プラン掲載事業名	事業名	当初の事業目的・概要	実施期別	実施地域	実施状況	着手年度	完了年度	事業の実施状況、課題、対応方針 等	担当部局 (H27年度末)
3	9	消防通信施設整備事業	消防通信施設整備事業経費	市町合併による広域化に伴い、通信施設を整備し、消防業務の統一運用を図り、全市に高度な消防通信指令システムサービスを提供する。	前期	河辺 雄和	完了	H17	H17	119番回線の集約と消防無線の周波数統一および消防無線中継施設の建設ならびに東北総合通信局への諸手続を行った。さらに、消防本部通信指令システム改修と合併消防機関の通信指令装置および消防A端末を増設した。これらは、いずれも単年度で実施(平成18年3月17日完了)し、現在も良好である。	消防
3	9	防災行政無線整備事業	防災行政無線移動系通信システム整備事業	災害発生時に市民に対して適時適切な情報提供を行うとともに、被害状況の迅速な把握を行う。	前期	全市	継続	H24	H28以降	既設の移動系アナログ波防災行政無線は、河辺・雄和地域をカバーしておらず、無線エリアを拡張する必要があることや、総務省において、平成30年代にはアナログ波を廃止する方針を示していることから、新庁舎建設に合わせ、デジタル化に向けた整備を進めるため、基本調査および基本設計、実施設計を行った。26年度から、その成果を基に工事に着手した(平成28年完成)。	総務部
4	1	小・中学校増改築等事業(河辺地域)	小・中学校増改築等事業(河辺)	老朽化が著しい校舎、体育館の改築を行うとともに、児童・生徒数に応じた適切な学校規模とするため、計画的に校舎および体育館の増改築を行う。	前期 後期	河辺	完了	H17	H22	岩見三内小学校の老朽化が著しかったことから、22年度に同小学校を岩見三内中学校校地内へ移転改築した。	教育委員会
4	1	小・中学校増改築等事業(雄和地域)	小・中学校増改築等事業(雄和)	老朽化が著しい校舎、体育館の改築を行うとともに、児童・生徒数に応じた適切な学校規模とするため、計画的に校舎および体育館の増改築を行う。	前期 後期	雄和	継続	H17	H28以降	雄和中学校の校舎・体育館の増改築を24年度に完了したほか、雄和地域の4小学校を統合し、雄和中学校に併設した新たな小学校(雄和小学校)の建築を27年度に完了した。28年度は同小学校の遊具広場等の環境整備を実施する(28年度末完成予定)。	教育委員会
4	1	小・中学校大規模改造事業(河辺地域)	小・中学校大規模改造事業(河辺)	経年により通常発生する学校施設の損耗、機能低下に対する復旧はもとより、諸室の再配置等の大規模改造を行うことにより、教育環境の改善を図る。あわせて建物の耐震性および耐久性の確保を図る。	前期 後期	河辺	完了	H17	H22	岩見三内中学校の機能向上を図るため、21・22年度の2か年で同中学校の大規模改造を実施した。	教育委員会
4	1	小・中学校大規模改造事業(雄和地域)	小・中学校大規模改造事業(雄和)	経年により通常発生する学校施設の損耗、機能低下に対する復旧はもとより、諸室の再配置等の大規模改造を行うことにより、教育環境の改善を図る。あわせて建物の耐震性および耐久性の確保を図る。	前期	雄和	完了	H17	H19	大正寺中学校を雄和中学校に統合したことに伴い、19年度に旧大正寺中学校の廃校舎を大正寺小学校の新校舎として活用するための大規模改修を実施した。	教育委員会
4	1	小・中学校グラウンド改良事業(河辺地域)	小・中学校グラウンド改良事業(河辺)	降雨排水が機能しなかったり表層の荒廃が進行したことにより適切な学習環境を維持出来なくなった場合に改良工事を実施する。	前期 後期	河辺	継続	H27	H28以降	27年度に河辺中学校のグラウンド改良工事を実施したほか、28年度に河辺小学校のグラウンド改良工事を実施する。	教育委員会
4	1	小・中学校プール改築事業(河辺地域)	小学校改築等事業(岩見三内小学校)	老朽化したプール施設を更新する。	前期 後期	河辺	完了	H23	H24	22年度に岩見三内小学校を岩見三内中学校校地内へ移転改築したことから、23・24年度の2か年で同小・中学校が共用で利用できるプールの築造した。	教育委員会
4	1	小・中学校プール改築事業(雄和地域)	小・中学校プール改築事業(雄和)	老朽化したプール施設を更新する。	前期 後期	雄和	継続	H27	H28以降	雄和地域の4小学校が統合し、28年度に雄和中学校に併設した新たな小学校(雄和小学校)が開校したことから、同小・中学校が共用で利用できるプールの築造に27年度から着手した(28年7月完成)。	教育委員会
4	1	小・中学校情報教育環境整備事業(河辺地域)	小・中学校情報教育環境整備事業(河辺)	14年度から実施の新学習指導要領においては、情報社会に主体的に対応できる資質や能力の育成が重要視されている。そのため手段として教育用コンピュータの活用が位置づけられており、さらなる教育環境整備を進めるものである。	前期 後期	河辺	完了	H17	H26	17年度以降、河辺地域の全小・中学校に対し、パソコンを必要台数設置又は更新しており、今後も契約の更新時期等にあわせて機器の更新を図り、環境整備を進める。	教育委員会
4	1	小・中学校情報教育環境整備事業(雄和地域)	小・中学校情報教育環境整備事業(雄和)	14年度から実施の新学習指導要領においては、情報社会に主体的に対応できる資質や能力の育成が重要視されている。そのため手段として教育用コンピュータの活用が位置づけられており、さらなる教育環境整備を進めるものである。	前期 後期	雄和	完了	H17	H26	17年度以降、雄和地域の全小・中学校に対し、パソコンを必要台数設置又は更新しており、今後も契約の更新時期等にあわせて機器の更新を図り、環境整備を進める。	教育委員会
4	1	教育研究所改修事業	教育研究所耐震補強等事業	教育に関する事項の調査・研究および教職員の研修会場として利用している教育研究所は、新耐震設計法(S56施行)以前に建設された建物であり、耐震診断や耐震補強を行い、耐震化を図る。	前期	全市	完了	H26	H27	26年度に実施した耐震診断の結果を踏まえ、27年度に耐震補強等工事を実施した。	教育委員会
4	3	児童館等整備事業	児童館等整備事業	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにする。(児童福祉法40条一児童厚生施設)	前期 後期	河辺 雄和	完了	H20	H27	児童館の未設置学区の解消のため、20年度から24年度にかけて、戸島、大正寺、河辺、岩見三内、戸米川の各児童室を設置した。その後、雄和地域小学校の統合に合わせ、川添児童室、大正寺児童室および戸米川児童室を統合し、旧雄和農村環境改善センターを活用して、27年度に雄和児童センターを設置した。	子ども未来部
4	5	民俗資料館等整備事業	民俗資料館等整備事業	雄和・河辺地域の民俗関係資料館等の施設設備を整備するとともに、文化財各部門の資料を収蔵するために共用収蔵施設を検討する。	前期 後期	全市	完了	H17	H27	雄和ふるさとセンターは、17年度以降、収蔵品整理等を実施していた。また、河辺農林漁業資料館は昭和54年に開館し、市指定文化財水車発電機を中心に民俗資料等を展示・公開していたが、両施設とも平成25年10月1日付けで施設を廃止し、収蔵施設として活用している。さらに、旧雄和公民館を28年度から地蔵田遺跡出土遺物等の収蔵施設として活用することとした。以上の取り組みにより、文化財資料を保管する共用収蔵施設として必要な機能を満たすこととなった。	教育委員会
5	6	総合計画策定および推進事業	新秋田市総合計画策定経費	市民生活に密着した適正かつ効率的な行政運営と本市の発展を図るため、新たな総合計画を策定し、計画に基づく政策・施策の進行管理と政策課題等に関する的確な方向付けを行う。17年度、新市の全域を対象として(仮称)地区政策調査を実施し、18年度に第11次総合計画を策定する。	前期 後期	全市	完了	H17	H22	合併後最初の総合計画となる第11次総合計画を、市民1万人を対象とした市民意識調査の結果や、有識者で構成する策定専門委員会、市民、市民100人会、さらには、市議会からの各意見を聴取するなど、様々な分野からの意見を取り込みながら平成19年3月に策定した。将来都市像を「しあわせ実感 緑の健康文化都市」として27年度を目標年次としている第11次総合計画は、3年間ごとの3つの期間計画から構成されている。計画に定めた目標値等を進捗管理しながら、様々な施策・事業に取り組んだ。なお、穂積市長の就任に伴い、23年4月にスタートする新たな総合計画を22年度に策定した。	企画財政部

章	項	プラン掲載事業名	事業名	当初の事業目的・概要	実施期別	実施地域	実施状況	着手年度	完了年度	事業の実施状況、課題、対応方針 等	担当部局 (H27年度末)
5	6	庁舎・支所等総合整備事業 秋田市庁舎新築事業	庁舎建設事業	現庁舎が抱える老朽化、狭あい化、分散化という諸問題を解消するとともに、合併を契機として市民が利用しやすい新庁舎を建設する。	前期 後期	全市	継続	H21	H28以降	25年度は施工者を選定し、建設工事に着手した。27年度に新庁舎本体工事が完成し、平成28年5月6日に全面開庁した。 事業スケジュールは以下のとおり。 26年度：新庁舎建設工事 27年度：新庁舎本体完成 28年度：現庁舎解体、分館改修 29年度：外構整備(事業完了)	総務部
5	6	庁舎・支所等総合整備事業 (仮称) 西部市民サービスセンター整備事業	西部市民サービスセンター整備事業	市民協働・都市内地域分権の拠点施設を整備する。	前期	旧秋田市	完了	H17	H21	平成19年11月に西部市民サービスセンターの本体工事に着手し、平成21年5月に開設した。	市民生活部
5	6	庁舎・支所等総合整備事業 (仮称) 北部市民サービスセンター整備事業	北部市民サービスセンター整備事業	市民協働・都市内地域分権の拠点施設を整備する。	前期	旧秋田市	完了	H19	H23	平成21年6月に北部市民サービスセンターの本体工事に着手し、平成23年5月に開設した。	市民生活部
5	6	庁舎・支所等総合整備事業 (仮称) 東部市民サービスセンター整備事業	東部市民サービスセンター整備事業	市民協働・都市内地域分権の拠点施設を整備する。	後期	旧秋田市	完了	H23	H27	平成26年3月に東部市民サービスセンターの本体工事に着手し、平成27年8月に開設した。 27年度からセンターの隣接地に広場整備工事等を実施している(平成28年8月完成)。	市民生活部
5	6	庁舎・支所等総合整備事業 (仮称) 南部市民サービスセンター整備事業	南部市民サービスセンター整備事業	市民協働・都市内地域分権の拠点施設を整備する。	後期	旧秋田市	完了	H23	H26	平成24年12月に南部市民サービスセンターの本体工事に着手し、平成26年5月に開設した。 30年度の開所を目指し、第2期整備事業を南部公民館敷地で実施している。	市民生活部
5	6	庁舎・支所等総合整備事業 旧河辺町役場および多目的総合センター建物等改修事業	河辺市民センター等改修事業	合併に伴う組織再編によって生じた旧河辺町役場の空きスペースの有効活用や多目的総合センターの機能向上を図る。	前期	河辺	完了	H18	H18	平成18年11月に河辺市民センター等改修事業を実施。議場を多目的ホールに改修するとともに、市民が自由に使用できる住民談話室など河辺地域活動センターを設置した。	市民生活部
5	6	庁舎・支所等総合整備事業 旧雄和町役場、雄和町図書館および農村環境改善センター建物等改修事業	雄和市民センター等改修事業	合併に伴う組織再編によって生じた旧雄和町役場の空きスペースの有効活用や旧雄和町図書館、農村環境改善センターの機能向上を図る。	前期	雄和	完了	H18	H18	平成18年8月に雄和市民センター等改修事業を実施。議場を多目的ホールに改修するとともに、市民が自由に使用できる住民談話室など雄和地域活動センターを設置した。	市民生活部
5	6	電子入札システム構築事業	電子入札運営事業	入札制度の公平性、透明性の向上を図るため、16年度に導入した電子入札システムを運用する。電子入札においては、インターネット上で入札情報の提供や指名業者への通知、業者の入札書の提出や業者登録の管理等を行うとともに、開札し入札結果を自動的に公表する。	前期 後期	全市	継続	H17	H28以降	平成26年4月1日に更新した電子入札システムの安定的な運用を図る。	総務部
5	6	税関係証明書自動交付システム構築事業	税関係証明書自動交付システムの導入の検討	住民票関係証明書自動交付システムに税関係証明書の自動交付機能を付加し、夜間・休日等における証明書交付サービスの提供により、市民の利便性向上に寄与する。	前期 後期	全市	中止			窓口延長の見直しや市民課の自動交付機による交付手数料変更、自動交付機増設など、状況の変化を踏まえたうえで再度検討したが、利用率や費用対効果等を勘案した結果、導入による効果は期待できないという結論に至った。	企画財政部
5	6	戸籍事務等電算化事業	戸籍システム運用事業	本庁・両支所・両市民センターにおいて、和紙等で管理している戸籍簿等について、個人情報保護のセキュリティ強化を図るとともに、適切な管理体制を実現する。 また、戸籍の編製や証明書発行までの待ち時間短縮等を図り、事務の効率化と行政サービスの向上を図る。	前期 後期	全市	継続	H19	H28以降	戸籍簿等をデータ化し管理・運用する戸籍システムを平成20年9月から稼働している。また、同月から駅前サービスセンターでの戸籍事務の取り扱いを開始し、同年12月からは自動交付機からの交付を実施した。システム稼働後は定期点検および保守等により円滑な運用を行っている。	市民生活部
5	6	合併市町村振興基金設置事業	緑あふれるまちづくり基金積立金	合併後の本市における市民の連携の強化および地域振興のため、当該基金を17年度に造成する。	前期	全市	完了	H17	H17	平成17年3月に基金条例を制定して基金を設置し、17年度中に40億円を積み立てた。	企画財政部